平成２３年（フ）第５２６号
仙台市宮城野区西宮城野４番１―404号、従前の住所宮城県牡鹿郡女川町竹浦字月浜44番地
破産者　鈴木　芳子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
宮城県加美郡加美町字北町二番92番地、従前の住所仙台市太白区富沢２丁目20番28号ヴァンベール富沢Ⅱ―101
破産者　伊藤　愛子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
東京都町田市忠生１丁目16番地１　メゾン富士201、開始決定時の住所東京都北区滝野川７丁目９番11―1306号　藤和シティホームズ板橋ＡＤＶＡＮＴＩＡ
破産者　小泉　　崇
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８９号
川崎市幸区小倉815番地１　市営住宅１―206
破産者　千葉　一行
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
長野県千曲市大字屋代3143番地３　高ケ原団地２―303号、前住所長野県千曲市大字稲荷山654番地５
破産者　小林　文晴
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
長野市篠ノ井塩崎1809番地16　サンガーデン明戸202号、前住所長野県千曲市大字稲荷山654番地５
破産者　小林　典永
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
長野市伺去84番地４、前住所長野市上松４丁目25番17号
破産者　金子　孝義
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
長野市伺去84番地４、前住所長野市上松４丁目25番17号
破産者　金子久美湖
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
長野県松本市神田１丁目27番18号
破産者　中村　靖雄
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３８８号
愛知県豊明市沓掛町山田４番地１
破産者　近藤　正夫
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４４７号
名古屋市南区汐田町３番５号　コーポわかば303号
破産者　纐纈　　修
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８５号
名古屋市昭和区御器所３丁目19番18号　カームそうえん111号
破産者　太田　鉄藏
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９号
大阪市城東区成育１丁目４番５号　コーエイハイツ504号
破産者　ラインアートこと　渡邉　寛幸
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９３７号
大阪府茨木市南春日丘６丁目７番25号、前住所大阪府摂津市千里丘東５丁目３番15号
破産者　幹商店こと　片山　幹也
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９０号
大阪府豊中市原田元町１丁目８番14―210号
破産者　勝部　誠司
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２５号
大阪市阿倍野区三明町１丁目３番１―1102号
破産者　村瀬　　務
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７９号
大阪市平野区平野西４丁目７番５号　大和マンション102号室、住民票上の住所大阪市東住吉区西今川１丁目９番９号
破産者　前田　哲宏
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５１８号
大阪市中央区谷町６丁目16番19号
破産者　西田末利子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部